

## 社団法人の運営

社団法人の定義および概要（「公益法人協会 HP より」）

社団とは、人の集合体であって、一つの団体としての目的・組織と、それ自体の意思をもち、その団体自身が社会上単一体としての存在をもつものと定義され、これに民法によって法人格を与えたものが社団法人である。

社団法人の主な特色

- (1)社員と呼ばれる構成員が存在する
- (2)社団と社員の関係・その他団体の基本的事項が定款によって定められている
- (3)社員全員で構成される社員総会が最高の意思決定機関として置かれている
- (4)社員の欠乏が解散事由とされる

一般に社団法人というときは、民法第 34 条による公益を目的としたものを指す。社団法人は、民法第 37 条により目的、名称、事務所、資産、理事の任免、社員の資格得喪に関する規定を定めた定款を作り、主務官庁の許可を得て設立される。

社団法人の事務は、定款をもって理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行わなければならない（53 条、63 条）。各社員は、総会に出席して平等に表決権を行使し、一定数社員の請求によって臨時総会を開催させることができる（61 条、65 条）。業務執行および対外代表のための必置機関としての理事（52、53 条）があり、任意機関として監事（58 条）がある。定款所定の事由、目的たる事業の成功、または成功の不能、破産、設立許可の取消しのほか、総会の決議、社員の欠乏によっても解散でき（68 条）、破産の場合を除いて清算の受付に入り、清算の完了をもって消滅することになる。

意思決定機関 = 社員総会

執行機関 = 理事（理事会）

監督機関 = 内部監督：監事、外部監督：主務官庁

### 【民法 34 条（法人の設立）】

祭礼、宗教、慈善、学術、技芸その他、公益に関する社団または財団にして、営利を目的とせざるものは、主務官庁の許可を得て、これを法人となすことを得る。

### 【民法 37 条（定款）】

社団法人の設立者は、定款を作り、これに左の事項\*を記載することを要す。

\*：目的、名称、事務所、資産、理事の任免、社員の資格得喪に関する規定。

### 【民法 71 条（設立許可の取り消し）】

法人がその目的以外の事業を為し、または設立の許可を得たる条件、若しくは主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をなしたる場合において、他の方法により監督の目的を達すること能わざる時は、主務官庁はその許可を取り消すことを得。

正当の事由なくして、引き続き 3 年以上、事業をなさざる時はまた同じ。

### 【民法 68 条（法人の解散事由）】

1. 法人は左の事由\*に因りて解散す。

\*：定款に定める解散事由の発生。法人の目的たる事業の成功、またはその成功の不能。破産。設立許可の取り消し。

2. 社団法人は、前項に掲げたる場合のほか、左の事由\*に因りて解散す。

\*：総会の決議。社員の欠乏。

## 1. 総会の権限

社団法人は、社員によって構成される人的結合体であるから、社員は社団法人の基礎であり、その社員の総意を反映する場である社員総会は、社団法人の最高意思決定機関（民法第53条、63条）として最も重要な機関である。このため、定款の変更、解散、理事の選任のほか、予算・決算等の重要事項が、民法又は監督規則等により総会の決議事項とされており、総会は、理事等の執行機関をチェックするとともに、法人の基本的な運営方針を確立する役割を担っている。そのため、総会については、社員の多数の意思が適切に反映されるように、成立要件、議決要件を適正に定め、その厳正な運営を行う必要がある。

### 【民法63条（総会の権限）】

社団法人の事務は定款をもって理事その他の役員に委任したるものを除くほか、総て総会の決議によりてこれを行う。

### 【民法60条（通常総会）】

社団法人の理事は、少なくとも毎年1回社員の通常総会を開くことを要す。

## 2. 理事の職務権限

理事は、民法上の代表機関であり、また、事業および管理事務等（登記、財産目録の作成、社員名簿の作成、総会の招集等）の業務の執行機関であると定められている。更に、理事の業務は、定款、社員総会等で定められた法人の事業および管理事務すべてに及ぶ。また、理事会は、理事の意思決定を行い、法人としての意思統一を行う重要な場である。従って、理事の定数、任期、構成、報酬、理事会の成立要件および議決要件は、業務の執行が公正に行われるよう適切に定める必要がある。なお、必要に応じて、会長、専務理事、常務理事等を置き、定款の定めにより総会や理事会の決定によって代表権、職務権限を明確にする等により適切な執行体制を確保することも必要である。

### 【民法53条（理事の代表権）】

理事は総て法人の事務につき、法人を代表す。但し、定款の規定または寄附行為の趣旨に違反することを得ず。また、社団法人にありては総会の決議に従うことを要す。

### 【民法54条（代表権の制限）】

理事の代理権に加える制限は、これをもって善意の第3者に対抗することを得ず。

注) 理事は、総て法人の事務につき排他的、包括的な事務処理権能を有し、以下の義務違反の場合には、法人から債務不履行責任を問われる。

- (1) 善管注意義務：法人-理事の関係は、基本的には通常の委任関係（委任者-受任者）に同じであり、理事は、受任者として、「委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意を以って委理事務を処理する義務を負う（644条）」
- (2) 多数決に従う：別段の定めなき時は「法人の事務は理事の過半数でこれを決す（52条）」
- (3) 自己執行義務：「理事は、定款および総会等の議決によりて禁止せられざる時に限り、特定の行為の代理を他人に委任することを得る（55条）」
- (4) 忠実義務：「法人と理事との利益相反する事項に付いては、理事は代理権を有せず。この場合においては前条の規程によりて特別代理人を選任することを要す。（57条）」

### 3. 法人の外部監督・設立：主務官庁（解散・清算の監督は裁判所）

主務官庁は、当該公益法人の目的とする公益事業を所掌する。設立の許可を与えるだけでなく、設立後も公益法人がその本来の公益性から逸脱することのないよう指導監督を行う。

#### 【民法 67 条（法人の業務の監督）】

1. 法人の業務は主務官庁の監督に属す。
2. 主務官庁は、法人に対し監督上必要なる命令を為すことを得る。
3. 主務官庁は、何時にても職権を以って法人の業務および財産の状況を検査することを得る。

### 4. 法人の内部監督：監事

監事は民法上任意に置けることとされているが、法人の業務、財産の運用、会計の処理等の監査を行うことにより、法人の業務の適正化を図るために重要な機関であることから、必ず置くようにすべきである。この場合、監事は、客観的な立場で法人の業務執行状況等の状況を監査する必要があるため、理事を兼ねることは許されず、また、原則として総会、評議員会等の第三者的な機関で選任されることを要する。

#### 【民法 59 条（監事の職務）】

1. 法人の財産の状況を監査すること。
2. 理事の業務執行の状況を監査すること。
3. 財産の状況または業務の執行につき不整の虞あることを発見したときは、これを総会または主務官庁に報告すること。
4. 前号の報告をなすため必要あるときは総会を招集すること。

### 5. 不法行為に対する責任

#### 【民法 44 条（法人の不法行為能力）】

1. 法人は、理事その他の代理人がその職務を行うにつき、他人に加えたる損害を賠償する責に任ず。
2. 法人の目的の範囲内に在らざる行為に因りて、他人に損害を加えたるときは、その事項の議決を賛成したる社員、理事、およびこれを履行したる理事、その他の代理人は、連帯してその賠償の責に任ず。

注) 法人の理事が行った不法行為につき、法人が 44 条 1 項の不法行為責任を負う場合も、当該理事は個人としての不法行為責任を免れず、法人と連帯してその損害を賠償する責任を負う。44 条 1 項により法人が不法行為責任を負うのは、理事の行為が法人自身の行為と観念されるからである。しかし、理事の行為には自然人としての理事個人の行為の側面もあるのだから、理事個人の不法行為責任もまた成立し、法人と連帯して責任を負う(大判昭 7.5.27)。

### 6. 役員の前罰

#### 【民法 84 条（役員の前罰）】

法人の理事、監事または清算人は、左の場合においては 50 万円以下の過料に処せられる。

1. 登記を怠ったとき
2. 財産目録、社員名簿の不備、またはこれに不正の記載のあるとき
3. 主務官庁または裁判所の監査を妨げたとき
4. 主務官庁の監督上の命令に違反したとき
5. 官庁または総会に対し、不実の申立てや、事実の隠蔽を行ったとき
6. 破産宣告の請求を怠ったとき
7. (破産債権の) 公告を怠ったとき

## 理事の責任（一般論）

### 1．前述の「2．理事の職務権限」（民法）より（以下、再掲）

義務違反の場合、委任関係（委任-受任）にある理事は、法人から債務不履行責任を問われる。

- (1) 善管注意義務：理事は、受任者として、「委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意を以って委任事務を処理する義務を負う（644条）。」
- (2) 多数決への従順：別段の定めなき時は「法人の事務は理事の過半数を持って決す（52条）」
- (3) 自己執行義務：「理事は、定款および総会等の議決によりて禁止せられざる時に限り、特定の行為の代理を他人に委任することを得る（55条）」
- (4) 忠実義務：「法人と理事との利益相反する事項に付いては理事は代理権を有せず。この場合においては前条の規程によりて特別代理人を選任することを要す。（57条）」

### 2．定款より

社員（会員）は、事業計画・予算を総会で承認し、総会で選任した理事に業務執行を委ねる。理事は、理事会を組織し業務を執行する。理事の代表である会長は、各業務の執行に際し、各理事の分掌を決める。各業務理事は、当該業務の執行責任と義務を負う。

### 3．義務違反への対応（不法行為については民法44条による）

#### （1）主務官庁による監督：民法67条による命令および民法71条による設立許可取り消し

主務官庁は民法67条による監督を行う。さらに命令に反する場合等民法71条による場合は、主務官庁は、法人の設立許可そのものを取り消すことができる。

#### （2）監事による監督：民法59条による監督官庁等への報告および総会招集

民法59条による職務として、業務の執行について不整の事実を発見した時は、これを理事会、総会、または監督官庁に報告する。また、必要がある時は、理事会または総会を招集する。

#### （3）定款22条による役員解任

[定款22条]役員が、職務上の義務違反、その他この法人の役員たるに相応しくない行為があると認められる時、または心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる時、その他特別の事情のある時は、その任期中といえども、理事会における理事現在数の3/4以上、および総会における社員現在数の3/4以上の議決により、会長はこれを解任することができる。

## 理事の責任（具体的事例による解説）

### A．赤字運営に関する責任

仮に、理事が、職務権限に関する義務（前1項(1)～(4)）を以って業務を遂行した結果が赤字となったとしても、法律も定款も、理事が財産を充当することや、社員（会員）に対する責任は求めてはいない。但し、赤字が毎年継続するような状況において、理事が何らの対策も取らないとすれば、「何もしない責任」は、監督者（主務官庁または監事）から問われることになり、定款22条による解任や、主務官庁の法人に対する監督命令が行われる場合も理解しておく必要がある。赤字が継続するような状況においては、理事は、収入の拡大、または業務の縮小のいずれかの方向に努めることが求められる。

### B．不法行為に対する責任

理事がその職務で行った不法行為により他人に損害を与えた場合、法人が損害賠償責任を負うが（民法44条）損害を被った者は、当該理事に対しても損害賠償の請求ができる（判例）。さらに、本会目的の範囲以外の行為が、他人に損害を与えた場合は、その事項に賛成した者は連帯して賠償する責任がある。

### C．法人の代表としての責任（民法53条、54条）

対外的に理事が行った行為は、本会を代表して行ったものとみなされ、本会に権利義務が生じる。

## 定 款（抜粋）

第 17 条 役員は、正会員の内から選挙により選出し、総会でこれを選任する。

第 19 条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

第 20 条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。

第 22 条 役員が、職務上の義務違反、その他この法人の役員たるに相応しくない行為があると認められる時、または心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる時、その他特別の事情のある時は、その任期中といえども、理事会における理事現在数の 3 / 4 以上、および総会における社員現在数の 3 / 4 以上の議決により、会長はこれを解任することができる。

第 47 条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

## 一般規則（抜粋）

第 12 条 理事は、定款第 20 条に定める通り、理事会を組織し、定款に定めるもの、および総会決議事項以外の事項について決議し執行する。理事の分掌事項は会長が定めるが、原則として次により、当該分野の活性化を通じて本会目的の達成による社会貢献に努める。

(1) 総務： 定款・規程，総会，理事会，歴代会長会，支部，渉外事項に関する事項，事業計画および事業報告の集約，会員，役員選出，事務局の人事・待遇，その他の理事の分掌に属さない事項

(2) 財務： 収支予算・決算，財産の管理・処分，出納・会計管理，寄付行為，契約，広報，その他会計，情報規格調査会に関する事項

(3) 会誌： 会誌，知的財産権，その他の理事の分掌に属さない出版に関する事項

(4) 論文誌： 論文誌全体の企画・調整，Journal の編集，その他論文誌に関する事項

(5) 調査研究（研究会）： 調査委員会・研究会・研究グループ，Transaction の編集，受託研究，その他調査研究に関する事項

(6) 調査研究（教育）：（情報処理）教育の振興・交流・普及（についての調査研究）に関する事項

(7) 事業： 全国大会，FIT，講習会等，協賛・後援に関する事項

(8) 国際： 国際交流，国際会議・講習会，その他国際に関する事項

(9) 情報化： 学会の情報化の企画・運用に関する事項

## 理事会規程（抜粋）

第 2 条 この法人の通常または臨時総会に提出すべき下記の事項はあらかじめ理事会に提出して、その議決を経なければならない。

(1) 定款の変更、(2) 役員を選任、(3) 事業計画・収支予算、(4) 事業報告・収支決算

(5) 財産目録、(6) その他理事会において必要と認めた事項

第 3 条 理事会は、この法人の定款・規程または内規等において理事会の議決事項として定められた事項を議決するほか、次の各号においてそれぞれ各号に定めるとおり議決しまたは実行する。

(1) この法人の定款・規程または内規等において会長の行うべき行為として定められている事項については、先ず理事会においてその当否を審議し、会長に意見を具申する。

(2) この法人の会計規程第 5 条 2 項および 3 項による特別会計の設置ならびに一般会計予算と特別事業会計予算との相互流用の可否を議決する。

(3) 役員選挙に関する規程第 2 条の理事の構成に関する事項を議決する。

(4) この法人の運営に必要な規程・内規または規程・内規に類する諸種の取り定めを議決する。

(5) 前記各号のほか定款第 20 条に規定する範囲において、この法人の運営に必要な一切の事項を議決しまたは処理する。

第 4 条 理事会において議決すべき事項は、すべて、当該業務担当の理事が立案して提案するものとする。

## 会計規程（抜粋）

第 21 条 収支予算の執行者は会長とする。各事業担当の理事は、所管事項に関する収支予算の執行について、会長に対して責任を負うものとする。